

令和 8 年 5 月

定例教育委員会会議

会 議 録

令和 8 年 5 月 2 7 日開催

会 議 録

開催日時			令和 8 年 5 月 2 7 日（水）				午後 4 時 0 0 分 開会		午後 5 時 0 0 分 閉会	
場 所			旭川市教育委員会 教育委員会室							
出席者	教 育 長 及 び 委 員		教育長 和田 英邦、委 員 山崎 與吉、委 員 坂田 葉子 委 員 鎌本 かおり							
	事務局	説 明 員	学校教育部長		坂本 考生		社会教育部長		田村 司	
			学校教育部次長		小島 浩吉志		社会教育部次長		松野郷正文	
			適正配置担当課長		工藤 芳敬		文化振興課長		今野 修	
			学校施設課長		齊藤 淳起		文化ホール担当課長		小浜 洋人	
教職員課長			山下 聡司		公民館事業課長		松里 秀一			
教育政策課主幹		中山 恒介		科学館長		内田 和博				
事務局	事 務 局 職 員	教育政策課主査		篠原 広光						
		教育政策課		坂井 奈月						
傍 聴 者			0 人							
公開・非公開の別			一部非公開							
会 議 次 第			1 開会 2 会議録署名委員 3 前回会議録 4 審議事項 ・ 議案第 1 号 旭川市立小中学校設置条例の一部を改正する条例の制定 について ・ 議案第 2 号 旭川市学校給食共同調理所条例の一部を改正する条例の 制定について ・ 議案第 3 号 旭川市公民館条例の一部を改正する条例の制定について ・ 議案第 4 号 旭川市科学館条例の一部を改正する条例の制定について ・ 議案第 5 号 旭川市民文化会館条例の一部を改正する条例の制定につ いて ・ 議案第 6 号 旭川市井上靖記念館条例の一部を改正する条例の制定に ついて ・ 議案第 7 号 旭川市大雪クリスタルホール条例の一部を改正する条例 の制定について ・ 議案第 8 号 旭川市彫刻美術館条例の一部を改正する条例の制定につ いて ・ 議案第 9 号 旭川市民文化会館運営審議会委員の委嘱について ・ 議案第10号 中原悌二郎記念旭川市彫刻美術館協議会委員の任命につ いて ・ 議案第11号 旭川市公民館運営協議会委員の委嘱について ・ 議案第12号 旭川市科学館協議会委員の任命について ・ 報告第 1 号 令和 8 年度一般会計予算の補正（臨時代理）について ・ 報告第 2 号 学校運営協議会委員の任命（臨時代理）について							

	・報告第3号 旭川市教育委員会事務局職員の分限処分（臨時代理）について ・報告第4号 旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動（臨時代理）について ・報告第5号 旭川市立小中学校教職員人事の内申（臨時代理）について 5 報告事項 (1) 旭川市議会令和8年第1回定例会の報告について (2) 旭川市議会子育て文教常任委員会の報告について (3) 用務員の配置見直し等について (4) 令和8年度旭川市教員研修計画について (5) 社会教育施設における夏季等の臨時開館について (6) 市民ギャラリー利用料改定に伴うアンケート調査結果の報告について (7) 地域集会施設の活用に関する実施計画（改訂版）の策定について 6 その他 7 閉会
--	--

審 議 内 容		
発 言 者	発 言 要 旨	
教 育 長	《 開 会 》 本日は、伊東委員から欠席する旨の連絡があり、本日の出席委員は4人ありますが、在任委員の過半数に達しており、会議は成立いたしますので、ただいまから、令和8年5月定例教育委員会会議を開会いたします。 《会議録署名委員》	
教 育 長	本日の会議録署名委員は山崎委員、坂田委員を指名します。 《 前回会議録 》	
教 育 長	会議録ですが、令和8年2月定例会の会議録については、既にお手元に配付されておりますが、その内容について、御意見はありますか。	
各 委 員	ありません。	
教 育 長	御意見がありませんので、これを承認することで御異議ありませんか。	
各 委 員	異議ありません。	
教 育 長	「異議なし。」と認め、令和8年2月定例会の会議録については、承認することといたします。 なお、令和8年3月定例会及び4月定例会の会議録については、現在調製中ですので、調製後、承認するというところでよろしいですか。	
各 委 員	異議ありません。	
教 育 長	「異議なし。」と認め、これら2回の会議録については、調製後、承認することといたします。 《 審議事項 》	
教 育 長	それでは、審議事項に入ります。 お手元に配付されております公開及び会議録記載方法の取扱い一覧についてですが、議案第1号から議案第12号まで、報告第1号から報告第5号まで、報告事項（3）は、その性質上、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書の規定により秘密会としたいと思いますが、いかがですか。	
各 委 員	異議ありません。	
教 育 長	「異議なし。」と認め、議案第1号から議案第12号まで、報告第1号から報告第5号まで、報告事項（3）は、秘密会といたします。 また議案第9号から議案第12号まで、報告第2号から報告第5号までは、旭川市教育委員会会議規則のとおり、会議録には概要を記載することとしたいと思いますが、いかがですか。	
各 委 員	異議ありません。	
教 育 長	「異議なし。」と認め、議案第9号から議案第12号まで、報告第2号か	

教 育 長 学 校 教 育 部 長	ら報告第5号までは、会議録には概要を記載することといたします。 《 報告事項 》 それでは、報告事項に入ります。 報告事項(1)「旭川市議会令和8年第1回定例会の報告について」、報告願います。 旭川市議会令和8年第1回定例会の会期は、令和8年2月20日から3月26日までの通算35日間で、学校教育部に係る議案及び関連する議案は令和7年度旭川市一般会計補正予算について、和解について、令和8年度旭川市一般会計予算について、旭川市学校給食共同調理所条例の一部を改正する条例の制定について、でした。 最初に、2月18日に開催された子育て文教常任委員会において、日本共産党の中村委員から、旭川市学校教育情報化推進計画(改訂案)について質問があり、ICT機器の活用による良い面、悪い面などの子どもたちへの影響について、今後も、本計画を推進しながら、実態を把握し、国及び北海道の動向を踏まえつつ、適切に対応していくことを答弁しました。 次に、2月24日と25日に開催された補正予算等審査特別委員会において、6人の委員から質問がありました。 自民党・市民会議の高橋委員から、和解に係り教職員への処分及び求償について質問があり、処分については、処分権者である道教委と継続的に協議を行い、求償については、法に従い粛々と、適切かつ厳正に検討していくことを答弁しました。 日本共産党の中村委員から、訴訟に係る主な争点について質問があり、学校がいじめとして認知しなかった対応についての注意義務違反の有無や、学校と市教委が自殺を予見できたか、また、学校の対応によって自殺を回避できたかといった、学校及び市教委の対応と自殺との相当因果関係の有無であることを答弁しました。 無所属の横山委員から、訴訟に係り、市として認めた事実関係及び認めていない事実関係について質問があり、学校がいじめを認知し、少なくとも学級外でのいじめを重大事態として認定すべきであったことや、いじめと自殺との間に事実的因果関係があったことについては認めており、当時、学校が学級内でのいじめ行為を把握していたことや、いじめ被害から長期間を経た後においても自殺につながると予見できたことについては否認していることを答弁しました。 民主・市民連合の上野委員から、和解に応じることとなった理由について質問があり、裁判所は、これまでの弁論準備手続の中で、「被告の責任は免れない」とされており、また、和解案を受け入れず判決となった場合、解決まで更に時間を要することになるなど、早期の解決が望ましいとの考えなどから、和解に応じようとするものであることを答弁しました。 次に、3月4日と5日の2日間、代表質問が行われ、5会派全てから、教育行政方針に関する質問などがありました。 自民党・市民会議のえびな議員から、子どもたちの郷土愛の醸成について質問があり、社会科副読本を効果的に活用した授業をはじめ、大雪山連峰や
---------------------------------	--

アイヌの暮らしや文化、ものづくりといった本市ならではの教育資源や地域の人材、施設を活用し、自然や伝統文化、産業に触れる体験的な学習の充実を図ることにより、ふるさと旭川について理解を深め、魅力を肌で感じられる教育を推進していくことについて答弁しました。

民主・市民連合の金谷議員から、部活動等の全国大会出場の支援充実について質問があり、近年の交通費や宿泊料の高騰を踏まえ、小中学校の体育文化活動の振興を図るため、交通費や宿泊費の補助上限額を増額することを答弁しました。

公明党の中野議員から、いじめ及びＳＮＳ問題への対応体制の強化について質問があり、ＳＮＳに起因するトラブルについては、各学校において、情報モラル教育や人権教育のほか、警察等と連携した非行防止教室により、未然防止の取組を充実させてきておりますが、今後も検証と改善を講じながら、実効性ある再発防止対策であり続けるよう、推進していくことを答弁しました。

次に、３月６日に大綱質疑が行われ、日本共産党の石川議員から、学校給食費について質問があり、小学校は国の支援額に併せて市でも支援することで無償化し、中学校は令和７年度と８年度の値上げ分を市独自で支援し、保護者負担額が増えない措置とすることを答弁しました。また、中学校の給食費についても、小学校同様、全国一律に国の財政措置が講じられるよう、国に対し早期実施を働きかけていくことを答弁しました。

次に、予算等審査特別委員会民生子育て文教分科会での質疑が３月１６日から１９日までの４日間行われ、１４人の委員から質問がありました。

日本共産党の石川委員から、子ども未来リユースバンクの今後の展望と課題について質問があり、新年度は試行実施として取り組み、利用状況や保護者の要望を把握しながら、リユースに有用な学用品の選定に加え、効果的な回収と譲渡方法も含めて、課題や改善点も整理し、学校や地域、保護者と連携しながら、持続可能な制度の構築を目指して取組を進めていくことを答弁しました。

旭川市民連合の植木委員から、学校ＩＣＴについて、端末がクロームブックに変更となることの児童生徒への支障やサポート体制について質問があり、本年２月末までに全小中学校への納入を終え、新学期からの授業に備え、教員が操作に習熟するための準備を行っており、移行は順調に進んでいることと、各学校から市教委に連絡をいただいた後、事業者の不具合の状況を伝え、適切に対応できるサポート体制となっていることを答弁しました。

無所属の横山委員から、学びの多様化学校、スーパースクールの検討について質問があり、従来の画一的な教育から脱却し、誰一人取り残すことなく、個々の可能性を最大限に伸ばす教育の実現に向けた新たな学び場を創出するため、令和１１年４月の開校を目指して検討していくことを答弁しました。

自民党・市民会議のたけいし委員から、小・中学校適正配置計画について、児童生徒数の減少が進む中、どのように学びの場を確保し、教育環境を残していくのかについて質問があり、学びの多様化学校やスーパースクール、特認校のあり方、さらには施設の長寿命化も含めて、既存施設の活用も念頭に置きながら総合的に検討を重ね、多様な学びの場の確保に努めてい

社 会 教 育 部 長 教 育 長 各 委 員	くことを答弁しました。 引き続き、社会教育部関係部分について御報告申し上げます。社会教育部に係る議案は3件、令和7年度旭川市一般会計補正予算について、令和8年度旭川市一般会計予算について、クリスタルホールLED化に関する契約の締結がありました。 補正予算等審査特別委員会では、2人の委員から質問があり、民主・市民連合の江川委員からは、(仮称)市民芸術マルシェについて、事業展開の見通しや、既存事業との関連性などの質問があり、令和9年度の本格実施に向け、プレイベントを開催し、交流・体験型のイベントを通して文化芸術活動と市民との接点を新たに創出することを目指すことを目指すと答弁しました。 次に、代表質問では3会派から質問があり、自民党・市民会議のえびな議員から、新文化ホールに係る公費負担軽減や利便性の向上について質問があり、国の補助制度等の財源を活用することや、自由な文化芸術活動の展開のほか周辺と連携したコンベンションの開催など、市民が誇りを持てる施設となるよう取り組むと市長が答弁しました。 民主・市民連合の金谷議員からは、アイヌ民族の文化継承と市民理解の促進について質問があり、神居古潭のビジターセンター設置や、魔神伝説の体験型AR整備のほか、科学館のプラネタリウムを使用したアイヌ文化の理解の促進と伝承を図ることを教育長が答弁しました。 次に、予算等審査特別委員会の分科会におきましては、10人の委員から質問があり、民主・市民連合の上野委員から、アイヌ政策推進交付金に関連し、神居古潭ビジターセンターやアイヌ文化伝承のコタン、チセ等補修に関する質問があり、アイヌ文化や神居古潭の歴史・自然環境などについて、来訪者の興味関心を喚起することを目的としながら、他のアイヌ文化関連スポットについても学びや探究が広がるよう促していくことなどを説明し、また、チセ等の補修は、次世代への伝承を担う重要な役割であり、今後も後継者の育成、儀式の継承などに努めていくと答弁しました。 公明党の中村のりゆき委員からは、文化芸術関係全国大会遠征補助金について、他都市との比較や学校教育部との補助額の差について質問があり、対象者の違い等、様々であり、単純に他都市と比較することは難しく、また、学校教育部との差は大きいと認識しており、更なる制度の充実を目指して検討を進めることを答弁しました。 自民党・市民連合の笠井委員から、ジオパーク構想推進費について、活動成果についての評価や、DMOや学生との連携について質問があり各種活動の参加者の感想から、事業を通じて地域への愛着や交流人口の増加など、地域の活性化に一定の効果があり、今後もDMOや高校との連携を進め、小中学生についても連携した取組を検討していくと答弁しました。 日本共産党の中村みなこ委員から、子どもの読書活動について、その現状や読書離れに対する取組や、学校との連携について質問があり、ボランティア団体による読み聞かせや、工作・映画などを通じた来館へのきっかけ作り、また、学校図書館司書との連携を深めるための講師派遣や研修会の実施などで、今後も学校図書館との連携を深めていくと答弁しました。 本報告について、御意見、御質問はありますか。 ありません。
---	--

教 育 長	それでは、報告事項（１）「旭川市議会令和８年第１回定例会の報告について」は、報告を受けたこととします。
学 校 教 育 部 長	次に、報告事項（２）「旭川市議会子育て文教常任委員会の報告について」、報告願います。 令和８年１月２１日に開催されました子育て文教常任委員会において、日本共産党の中村委員から、不登校重大事態の再発防止策について質問があり、欠席日数に応じた一般的な支援策を段階的に示しておりますが、児童生徒の実態に応じて、臨機応変に対応していくことが大切であり、学校が保護者と連携し、支援の具体について丁寧に説明することが重要であることを答弁しました。 次に、４月２０日に開催されました子育て文教常任委員会において、日本共産党の中村委員から、旭川市立正和小学校の統廃合について質問があり、保護者に通学支援の取扱いに加え、通学路の安全確保について、地域や関係機関へ協力要請を行うことを説明し、また、閉校時期を在籍数の多い新５年生の卒業に合わせ、令和１０年３月末として保護者や地域と協議を進めた結果、統廃合について合意をいただいたことを答弁しました。 次に、いじめの重大事態に係る訴訟の和解について、３人の委員から質問があり、教職員の懲戒処分については、処分権者である道教委とも継続的に協議を行いながら、処分について検討していること、また、求償については、国家賠償法において、公務員に故意又は重大な過失があった場合に、その者に求償できることとされているため、これを踏まえ、適切に検討を重ねていることを答弁しました。
教 育 長 各 委 員 教 育 長	本報告について、御意見、御質問はありますか。 ありません。 それでは、報告事項（２）「旭川市議会子育て文教常任委員会の報告について」は、報告を受けたこととします。
教 職 員 課 長	次に、報告事項（４）「令和８年度旭川市教員研修計画について」、報告願います。 教員研修計画は、都道府県と中核市に策定が義務付けられており、毎年度策定しているものです。本年度の計画では、継続性を重視し、道教委による北海道教職員研修計画や北海道における教員育成指標の見直しに伴う文言整理を行ったほか、研修内容の整理等により、実効性を高めることを目的として策定したところです。 研修計画では、１教員研修計画の策定、２教員研修の現状と方向性として基本的な考えを記載しています。 次に、３基本方針ですが、本市が目指す教員の学びの姿を明確にするため、軸となる５つの内容を研修計画に記載しています。 次に、４研修履歴を活用した対話に基づく受講奨励です。教員研修計画では、受講奨励に係る基本的な事項として７点を記載しています。 次に、令和８年度研修内容等一覧です。旭川市の教員が受講可能な研修は様々ありますが、ここにある４つに分類して記載しています。 １つ目は、市教委が実施する研修です。法定研修等の基本研修のほか、教育課題に関する研修や専門研修を実施します。 ２つ目は、こども家庭センターが実施する研修で、主に特別支援教育に関

教 育 長 各 委 員 教 育 長	する研修です。 3つ目が、上川管内の教員が受講できる上川教育研修センターが実施する研修で、4つ目が任命権者である道教委が実施する研修です。 これらの研修については、実技研修ができるよう I C T活用研修会においては、遠隔形式から集合形式に変更するなど、専門性を高め、多様なニーズに対応することができるよう、一部見直しを図っています。 次に、道教委の育成指標では、求める教員像、目指す学校管理職像の実現に向けて、本道の教育課題や学校現場の現状なども踏まえた身につけるべき具体的な資質能力として、キーとなる資質能力を設定しています。 資質能力について、それぞれのキャリアステージに応じて重点的に身に付けることが期待される、資質能力の研修に努める時期を示しており、道教委の計画改訂に伴い、働き方改革の観点を加えるなど一部整理しています。 また、最後に教育育成指標についても、道教委の指標改訂に伴い、働き方改革の観点を加えるなど一部整理しています。 この研修計画に基づき効果的に研修を実施し、教員の資質向上を図っていきます。
社会教育部次長	本報告について、御意見、御質問はありますか。 ありません。 それでは、報告事項（4）「令和8年度旭川市教員研修計画について」は、報告を受けたこととします。 次に、報告事項（5）「社会教育施設における夏季等の臨時開館について」、報告願います。 各社会教育施設におきまして、今年度も休館日の臨時開館を実施しますので、御報告いたします。 はじめに、井上靖記念館、彫刻美術館及び彫刻美術館ステーションギャラリーにつきましては、観光客や小中学生など、より多くの方に観覧してもらうことを目的に、小中学校の夏休み期間に合わせ、7月27日から8月24日までの期間、月曜日に臨時開館を行います。 また、中央図書館につきましては、夏休み期間に加え、冬休み期間中にも実施する予定です。 科学館につきましては夏休み期間に加え、来館者が見込まれる年末年始及び春休み期間中にも実施する予定です。 なお、博物館は、臨時開館の扱いではございませんが、6月から9月までの期間は、休館することなく開館しております。
教 育 長 各 委 員 教 育 長 文化振興課長	本報告について、御意見、御質問はありますか。 ありません。 それでは、報告事項（5）「社会教育施設における夏季等の臨時開館について」は、報告を受けたこととします。 次に、報告事項（6）「市民ギャラリー利用料改定に伴うアンケート調査結果の報告について」、報告願います。 昨年12月の定例教育委員会会議で実施する旨を報告させていただいた市民ギャラリーの利用料改定（案）のアンケート調査実施に関する結果を御報告申し上げます。 これまで、行財政改革部が所管する「受益と負担の適正化へ向けた取組指

教 育 長 各 委 員 教 育 長 公 民 館 事 業 課 長	針」等の考え方に基づく全庁的な市有施設等に関する使用料・手数料改定の動きが順次進められておましたが、その関連条例の改定議案が6月の第2回定例会にまとまって提案されることとなっております。 こうした中、市民ギャラリーにつきましては、当該取組指針の対象施設とされていないところではありますが、当該取組指針の考え方に基づいた利用料の改定を進める必要がありましたので、全庁的な使用料・手数料改定の動きの中で実施された市民参加手法であるパブリックコメントに変わるものとして、市民ギャラリーの実際の利用者を対象とした、改定案に関するアンケート調査を1月27日から1か月実施いたしました。 調査結果については、資料1に記載させていただいたとおり、17件の意見提出をいただきまして、内容としては、概ね改定に肯定的な意見をいただいたところであり、ほかは施設の運営等に関する意見となっております。 この結果を受けての今後についてですが、第2回定例会における他の使用料・手数料の改定議案の可決を待ってから、市民ギャラリー管理運営要綱を教育委員会内における決裁により資料2の内容のとおり改正、その後、子育て文教常任委員会への報告を経て、10月からの料金改定を実施する予定としております。 本報告について、御意見、御質問はありますか。 ありません。 それでは、報告事項(6)「市民ギャラリー利用料改定に伴うアンケート調査結果の報告について」は、報告を受けたこととします。 次に、報告事項(7)「地域集会施設の活用に関する実施計画(改訂版)の策定について」、報告願います。 地域集会施設の活用に関する実施計画(改訂版)につきましては、行財政改革部所管の計画であります。地域集会施設に公民館が含まれることから、改定案の概要を昨年11月の定例教育委員会会議で報告させていただいたところです。 この度、意見提出手続、市民説明会等の市民参加手続を経て、改訂版の計画を策定したので、御報告いたします。 市民参加手続の結果ですが、昨年の11月21日から12月29日までの期間で意見提出手続を実施するとともに、市民説明会等を開催し、合計55件の御意見をいただきました。 内訳につきましては、意見提出手続におきましては、10名の個人の方から10件の意見を提出いただきました。その内訳は、1個人で複数の意見があるものもあるため、延べ12件であり、地域集会施設に関して8件、うち施設運用が3件、料金設定が2件、地域集会施設を含めた公共施設の在り方等が3件などとなっております。 次に、市民説明会等の開催状況につきましては、全体説明会、個別説明会、附属機関において、合計38回、延べ210名の方に説明を行いました。意見の状況につきましては、45件のご意見をいただき、その内訳のうち地域集会施設に関する意見は41件であり、料金設定11件、稼働率5件などとなっております。 実施計画につきましては、使用料・手数料の見直しとあわせて10月から開始を予定している本計画の第2段階における取組について定めたもので
--	--

教 各 教	育 委 育	長 員 長	ありますが、市民参加手続の結果、改訂案の内容から変更がなかったことから、改訂版として４月３０日に計画を策定したものです。 今後のスケジュールですが、第２回定例旭川市議会において、各施設の所管部局により計画に関連する使用料の改定など施設の条例改正議案を提案し、引き続き施設の効率的な活用に向け、取組を進めてまいります。 本報告について、御意見、御質問はありますか。 ありません。 それでは、報告事項（７）「地域集会施設の活用に関する実施計画（改訂版）の策定について」は、報告を受けたこととします。
教 各 事	育 委 務	長 員 局	《 そ の 他 》 他に、何かありますか。 ありません。 ありません。
教	育	長	《 秘 密 会 》 ここからは、秘密会といたします。 それでは、議案第１号「旭川市立小中学校設置条例の一部を改正する条例の制定について」、説明願います。 本件は、旭川市立正和小学校を令和１０年３月３１日をもって閉校し、永山南小学校、新富小学校、東五条小学校へ統合するため、当該条例の制定について、旭川市議会令和８年第２回定例市議会に提案するよう、市長に申し出ようとするものです。 本年３月の教育委員会議で御報告申し上げましたが、正和小学校の統廃合につきましては、本年３月２３日に、ＰＴＡ、地域、同窓会の代表者が一堂に会する場を設定し、令和１０年３月末の閉校に向けて、統廃合を進めることで最終確認をいたしました。 また、正和小学校の通学区域は、永山と新旭川の両地区にまたがっており、統合後の就学先は、児童と保護者の意向を尊重し、永山南小学校、新富小学校、東五条小学校の３つに分け、不安なく転学できるよう、統合先の学校との事前交流を実施するとともに、通学時の安全確保についても必要な対策を検討してまいります。 条例の施行日は、令和１０年４月１日を予定しておりますが、在校生の中には、兄弟姉妹で就学している児童もおり、そうした保護者におきましては、上の子どもの卒業に合わせ、下の子どもの転学させたいという御意見もありますので、閉校の前年度でも統合先の学校へ転入学できるよう、条例の議決後において、通学区域規則等の改正を進めていきたいと考えております。 このため、正和小学校の保護者へ令和９年度に係る転学についての手続案内や、統合先３校の見学会を行いながら、統合先校への検討の期間をしっかりと確保するため、令和８年第２回定例市議会に提案しようとするものです。

教 育 長 坂 田 委 員 適正配置担当課長	本案について御意見、御質問等がありますか。 転校を希望されている児童は多くいるのですか。 把握している限りでは9名います。6年生12名が卒業し、もし9名が転校すれば、来年度の在籍予定児童数は14名です。 現在の5年生が卒業し、閉校するということですね。 そうです。 現在、正和小学校付近の国道に押しボタン式信号機が設置されています。国道に信号が設置されるのはなかなか容易ではないと思いますが、新たな通学路には何か対策されますか。 道路管理者と地域、学校で通学区域の危険個所を整理し、必要な対応を取ってまいります。
坂 田 委 員 適正配置担当課長 山 崎 委 員	
適正配置担当課長	
教 育 長 各 委 員 教 育 長	ほかに、御意見、御質問等がありますか。 ありません。 それでは、議案第1号「旭川市立小中学校設置条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案どおり決定するという事で御異議ありませんか。
各 委 員 教 育 長	異議ありません。 「異議なし。」と認め、議案第1号については、原案どおり決定します。 次に、議案第2号「旭川市学校給食共同調理所条例の一部を改正する条例の制定について」から、議案第8号「旭川市彫刻美術館条例の一部を改正する条例の制定について」までは、関連がありますので一括して説明をお願いします。
小島学校教育部長	本件は、教育委員会が所管する施設の条例の一部を改正する条例の制定に関するものです。改正する条例は、旭川市学校給食共同調理所条例、旭川市公民館条例、旭川市科学館条例、旭川市民文化会館条例、旭川市井上靖記念館条例、旭川市大雪クリスタルホール条例、旭川市彫刻美術館条例の7件で、令和8年第2回定例市議会に議案を提出するよう、市長に意見を申し出るものです。 改正の内容についてですが、以前から御報告させていただいたとおり、本市が定める「受益と負担の適正化へ向けた取組指針」に基づき、使用料・手数料について見直し作業を進めてまいりましたが、市民や附属機関等からの意見聴取を行い、4月24日に料金改定等の最終案が決定しましたことから、関係条例の改正について市議会に提案するものでございます。なお、詳細な内容につきましては、それぞれ議案書、添付資料に新旧対照表がついておりますので、そちらを御覧いただきたいと思います。 施行日は、公布の日からとし、令和8年10月1日以後の観覧に係る観覧料及び申請に係る使用料について適用としております。
教 育 長 各 委 員 教 育 長	本案について御意見、御質問等がありますか。 ありません。 それでは、議案第2号から議案第8号までは、原案どおり決定するという事で御異議ありませんか。
各 委 員 教 育 長	異議ありません。 「異議なし。」と認め、議案第2号から議案第8号までは、原案どおり決定します。

	<議案第9号「旭川市民文化会館運営審議会委員の委嘱について」> 令和8年5月27日から令和9年6月30日までを任期とする旭川市民文化会館運営審議会委員を委嘱することについて説明があり、審議の結果、原案どおりこれを決定した。 <議案第10号「中原悌二郎記念旭川市彫刻美術館協議会委員の任命について」> 令和8年6月1日から令和10年5月31日までを任期とする中原悌二郎記念旭川市彫刻美術館協議会委員を任命することについて説明があり、審議の結果、原案どおりこれを決定した。 <議案第11号「旭川市公民館運営協議会委員の委嘱について」> 令和8年5月27日から令和9年10月31日までを任期とする旭川市公民館運営協議会委員を委嘱することについて説明があり、審議の結果、原案どおりこれを決定した。 <議案第12号「旭川市科学館協議会委員の任命について」> 令和8年5月27日から同年6月30日までを任期とする旭川市科学館協議会委員を任命することについて説明があり、審議の結果、原案どおりこれを決定した。
教 育 長	次に、報告第1号「令和8年度一般会計予算の補正（臨時代理）について」、報告願います。
小島学校教育部長	本件は、令和8年度旭川市一般会計補正予算について、令和8年第2回定例市議会に議案を提出するよう市長へ意見を申し出るものでありますが、市議会への議案の提出期限の関係上、緊急に処理する必要がありましたことから、旭川市教育委員会事務委任規則第1条第2項の規定により教育長が臨時に代理いたしましたので、同条第3項の規定により御報告するものです。 第2回定例会では、学校教育部は6事業について、予算を補正する予定であり、その内容は、令和8年4月から国家公務員に対して駐車場等利用に対する通勤手当が支給されることとなり、本市においても国と同様に措置するため、各事業において計上している会計年度任用職員の関係予算を補正しようとするものです。 管理事務費（事務局）、補正額21万円から、スクールカウンセラー活用推進費、補正額7千円までの計6事業、合計57万1千円の補正を行うこととしております。財源は、全て一般財源です。
社会教育部次長	社会教育部の令和8年度旭川市一般会計補正予算について、学校教育部から説明があったとおり、令和8年4月から国家公務員に対して駐車場等利用に対する通勤手当が支給されることとなり、本市においても国と同様に措置するため、各事業において計上している会計年度任用職員の関係予算を補正しようとするものです。 公民館管理費、補正額17万2千円及び図書館管理費、補正額45万7千

教 育 長 坂 田 委 員 小島学校教育部長	円の計2事業で、合計62万9千円の補正を行うこととしております。財源は全て一般財源です。 本報告について御意見、御質問等がありますか。 駐車場はどこの駐車場ですか。 会計年度任用職員が車通勤した際に使用する、月極や時間貸し駐車場の料金について、国に準じて月額5,000円を限度に支給することを検討しようとするものです。
坂 田 委 員 小島学校教育部長	職員駐車場は作らないのですか。 総合庁舎や第二庁舎など市内中心部が勤務地で、車で通勤した職員は、月極か時間貸しの駐車場に停めています。学校や郊外にある社会教育施設は、施設敷地内の駐車場に停めている例もあります。
教 育 長 各 委 員 教 育 長	他に、御意見、御質問等がありますか。 ありません。 それでは、報告第1号「令和8年度一般会計予算の補正（臨時代理）について」は、報告を受けたこととします。
	<報告第2号「学校運営協議会委員の任命（臨時代理）について」> 令和8年4月19日から令和9年3月31日までを任期とする学校運営協議会委員を任命することについて、教育長が臨時に代理した旨を報告し、報告のとおり了承した。 <報告第3号「旭川市教育委員会事務局職員の分限処分（臨時代理）について」> 令和8年5月1日から同年5月2日付け旭川市教育委員会事務局職員の分限処分について、教育長が臨時に代理した旨を報告し、報告のとおり了承した。 <報告第4号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動（臨時代理）について」> 令和8年4月6日から同年4月9日付けまでの旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動について、教育長が臨時に代理した旨を報告し、報告のとおり了承した。 <報告第5号「旭川市立小中学校教職員人事の内申（臨時代理）について」> 令和8年3月30日から同年4月30日付けまでの北海道教育委員会に対し行った旭川市立小中学校教職員人事の内申について、教育長が臨時に代理した旨を報告し、報告のとおり了承した。
教 育 長 学 校 施 設 課 長	次に、報告事項（3）「用務員の配置見直し等について」、報告願います。 学校には、草刈りや簡易補修などの施設管理を担当する職員と、校舎内で印刷や電話応対などの事務補助を担当する職員として、市の会計年度任用職員を配置しております。 令和8年度は、206人の用務員を配置しており、配置する人数などにつ

教 各 教 育 委 育 長 員 長	きましては、平成２４年に自治労旭川市職員労働組合と労使合意の上で定めた、旭川市学校職員配置基準に基づき、校舎等の面積や児童生徒数に応じて配置しているところです。 配置基準を定めて１０年以上経ち、近年では、１人１台端末が導入され、学校でもアプリを利用した連絡網や通知文の送付が増加したことや、各学校に高速印刷機の配備が進むなど、学校のデジタル化に伴い、電話対応の件数や印刷業務に要する時間が激減したという話が、学校現場から聞こえてきているところです。 こうした近年の業務実態の変容を踏まえて適正な配置の在り方について検討を重ね、本年２月に用務員の配置の見直しについて職員労働組合に提案したところです。 具体的な見直し内容については、大きく分けて３点です。 まず１つ目が、パートタイム化の推進です。市の会計年度任用職員については、正職員と勤務時間が同じフルタイムの職員と、それ以外のパートタイムの職員に分かれます。今回の見直しにおいて、学校の規模に応じて、フルタイムの一部を、パートタイムへと切り替えていきます。 ２点目が、勤務不要日の設定です。夏休み・冬休みの長期休業期間中については、教職員の働き方改革の一環として学校閉庁日が設定されており、特に印刷や電話対応などの業務量が激減するため、パートタイムの事務補助については、１～２週間程度の勤務不要日を設定するものです。 ３点目が、配置基準の柔軟化です。現在の配置基準では、校舎等の面積や児童生徒数に応じて、職員を「加配する」としてありますが、これを「加配できる」に見直すものです。 以上、３点について、学校の現状に合わせて見直しを行うものです。 配置の見直しにより、令和９年度の用務員数は、今年度と比べて、施設管理がフルタイム９２人から６４人、パート２２人から４８人となり、事務補助がフルタイム７２人から３１人、パート２０人から５９人に変更となります。総数については、児童生徒数の減少に伴い、２０６人から２００人に減少する見込みです。 今後につきましては、令和８年５月末までに、労働組合との協議を経て、覚書を締結し、正式な合意といたします。また、見直し後の用務員の配置につきましては、令和９年度の任用から適用する予定としております。 本報告について、御意見、御質問はありますか。 ありません。 それでは、報告事項（３）「用務員の配置見直し等について」は、報告を受けたこととします。
教 各 教 育 委 育 長 員 長	《 そ の 他 》 本日の審議事項は以上ですが、他に何かありますか。 ありません。 それでは、以上で令和８年５月定例教育委員会会議を終了いたします。 《 閉 会 》